



# 多くの人が安心・快適に 利用できるやさしい空間を

## 公共的施設とは

官公庁の庁舎をはじめ、病院やデパート・マーケット、劇場や映画館、ホテル・旅館、プールやボウリング場などのスポーツ施設、集会場や展示場、公衆浴場や飲食店、理髪店、学校などのほか、公共交通機関の施設や道路、公園、路外駐車場など不特定多数の人が利用する施設のことをいいます。

※次のページに条例の対象となる公共的施設の一覧表を載せています。



## 障害のある人やお年寄りなどが 安全・円滑に利用できる整備とは

公共的施設の出入口や廊下、階段、エレベーター、トイレなどについて、障害のある人やお年寄りなどが、安全かつ円滑に無理なく利用できるよう、車いすが通過しやすい出入口の幅を確保したり、段差をなくしたり、また、階段や廊下に手すりを設置したりすることなどです。

また、車いすの人が使用できる構造のトイレ整備や施設内外における点字ブロックの適切な敷設、車いす使用者用駐車場の整備も必要になります。

※このパンフレットの8～11ページに代表的な整備の例を載せています。

※整備基準について、より詳しくお知りになりたい方は、函館市福祉部までご連絡ください。

※既に公共的施設を所有している事業者の方にもこのような整備が必要になりますので、ご協力をお願いいたします。



## 公共的施設を新築・増改築 するときには手続きが必要です

### 新築・増改築の計画

公共的施設を新築したり、整備の対象となる部分の増改築などをする場合は、整備基準に適合させる努力が義務となります。計画の段階から建築士さんとも相談しましょう。

### 届 出

建築確認申請の時までに整備基準適合確認表(チェックリスト)により整備基準への適合状況を市に届け出ます。整備基準に適合していない場合、市は指導・助言を行うこととしております。

### 完 成

工事が完了したときは、工事完了届出書を市に提出し、適合状況の検査を受けます。

※すべての整備基準に適合している場合には適合証の交付を受けることができます。

# 条/例/の/対/象/と/な/る/公/共/的/施/設

区 分	対 象 施 設	主 な 施 設 (左以外のもの)
① 建 築 物	1 病院、診療所その他これらに類する施設	◎医院、歯科医院、施術所等
	2 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	◎競技場、野球場、競馬場、サッカー場等
	3 集会場、公会堂その他これらに類する施設	◎公民館、市民会館、冠婚葬祭施設、研修施設（宿泊施設を除く）等
	4 展示場その他これに類する施設	◎記念館、郷土資料館、見学施設を有する工場等
	5 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	◎市場、ガソリンスタンド、スポーツ用品店、専門店、自動車修理工場、洗車場等
	6 ホテル、旅館その他これらに類する施設	◎保養所、ウイークリーマンション、青年の家、少年の家等
	7 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センターその他これらに類する施設	◎老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設、有料老人ホーム、隣保館、授産施設、婦人保護施設、助産施設（所）等
	8 遊技場、体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設	◎パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター、カラオケボックス等 ◎場外車（馬）券売場等 ◎スキー場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等
	9 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	◎郷土資料館等
	10 公衆浴場その他これに類する施設	
	11 飲食店	◎食堂、レストラン、喫茶店、料理店、居酒屋等
	12 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	◎美容店、貸本屋、学習塾、囲碁教室等 ◎法律事務所、会計事務所、不動産業の店舗等 ◎武道塾、アスレチッククラブ、エステティックサロン等 ◎一般電気事業、一般ガス事業または第1種電気通信事業を営む店舗
	13 銀行その他の金融保険業を営む店舗	◎信用金庫、労働金庫、国民金融公庫、信用協同組合、農業協同組合、中小企業等協同組合、貸金業者その他の金融機関等の営業店舗等 ◎証券会社、保険会社等
	14 一般公共の用に供される自動車車庫	◎立体駐車場
	15 公衆便所	
	16 市役所、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	◎火葬場等
	17 学校（専修学校および各種学校を含む。）その他これに類する施設	◎幼稚園、高等技術専門学院、自動車教習所、看護学校、洋裁学校、美容学校等
	18 事務所（12、13または16に該当するものを除く。）	◎テナントビル等
	19 共同住宅または寄宿舎（51戸（室）未満のものを除く。）	◎マンション、アパート、公営住宅、公団住宅、学生寮等
	20 地下街その他これに類する施設	
② 公共交通機関の施設	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	◎鉄道駅、軌道の停留所、バスターミナル、フェリーターミナル、飛行場等
③ 道 路	1 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供する道路を除く。） 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路	
④ 公 園	1 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 2 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 3 遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設	
⑤ 路 外 駐 車 場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）	

◇このほか、公共的施設ではありませんが、鉄道の車両やバス、電車、フェリーや航空機などの公共的な車両等と住宅についても、障害のある人やお年寄りなどが安全かつ円滑に利用することができるような措置を講ずることや供給に努めることが条例に規定されています。